

令和6年4月1日



# Gtex

革新的 GX 技術創出事業

## 令和6年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

未来創造研究開発推進部

大学等／企業等

## 目次

A. 用語の解説	2
B. 契約体系について	4
C. 事務処理説明書 共通版との違い	6
1. 直接経費の執行	8
(1) 委託研究の予算費目	8
(2) 共通研究機器について	8
(3) 直接経費の費目間流用について	9
2. 間接経費について	11
(1) 特許関連経費の取り扱い	11
3. 知的財産権について	12
(1) 知的財産権の取扱いについて	12

●革新的 GX 技術創出事業 委託研究契約関連書類

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

●革新的 GX 技術創出事業 事業固有の各種関連書類

<https://www.jst.go.jp/gtex/form/index.html>

報告書等の作成等に当たっては、必ず上記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

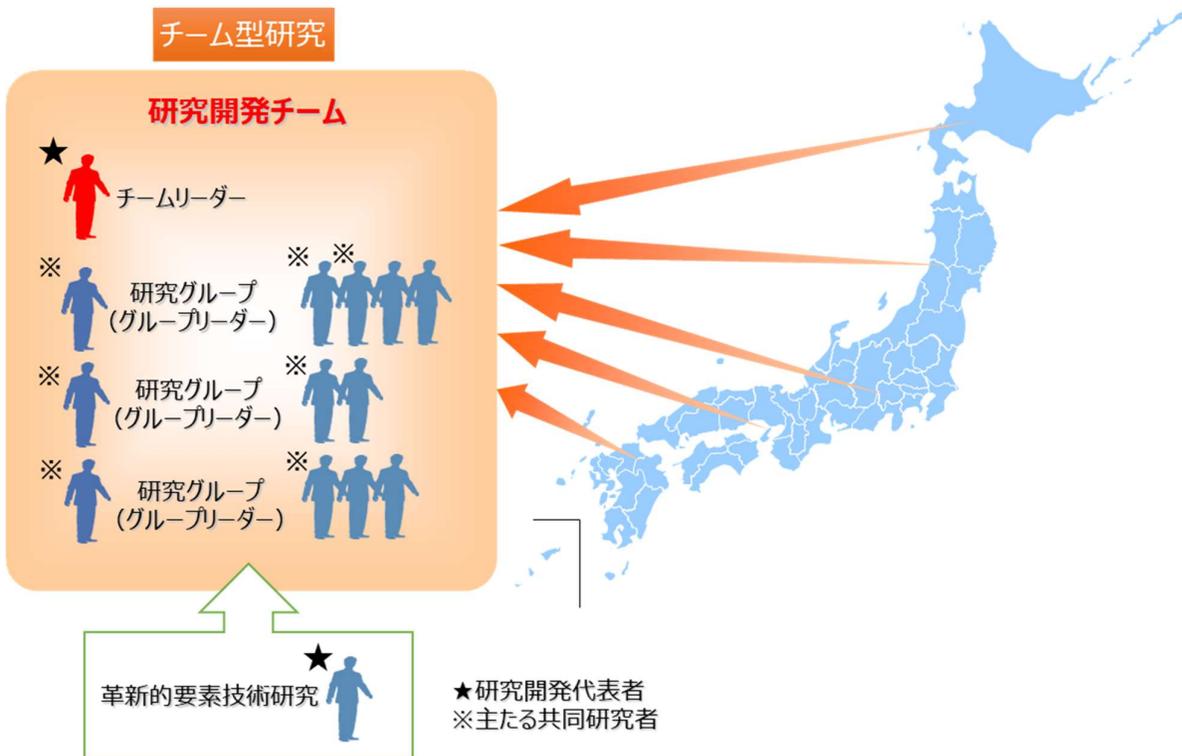
## 用語の解説

---

ここでは、革新的 GX 技術創出事業固有の用語を解説します。

### 革新的GX技術創出発事業における用語の定義

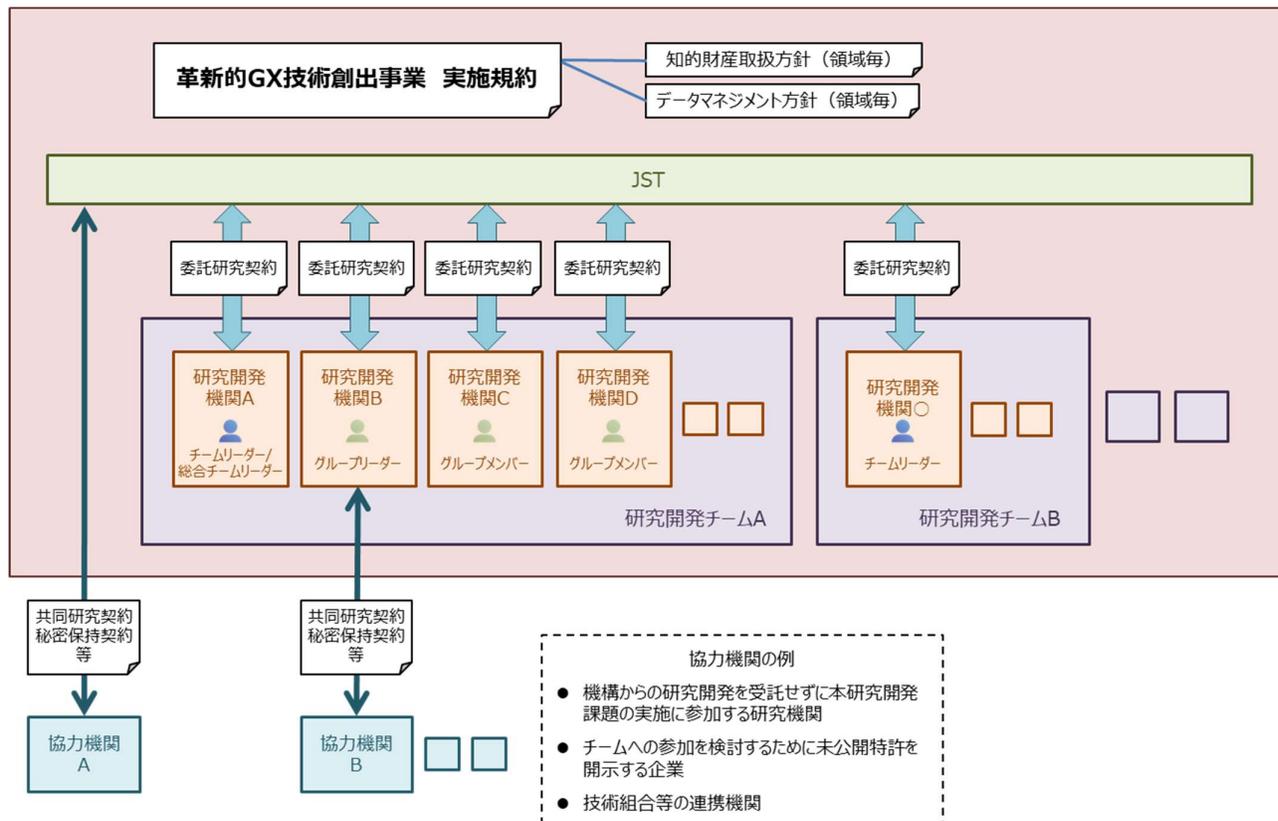
用語	定義
研究開発チーム	チーム型研究における各公募テーマにて採択される研究開発課題。研究開発を実施する単位。
チームリーダー	研究開発を推進する研究開発チームの責任者。
グループリーダー	チーム型研究における研究開発チームにおいて、要素技術の研究開発やメカニズムの解明などを担う各グループのリーダー。
研究開発代表者	チーム型研究のチームリーダー、革新的要素技術研究の研究者の総称。
主たる共同研究者	チーム型研究のグループリーダー、及び委託研究の契約代表となるグループメンバー。



契約体系について

ここでは、「委託研究契約」＋「実施規約」という、  
革新的GX技術創出事業固有の契約体系を説明します。

## 当事業における契約体系について



当事業では、研究開発機関等が準拠するルールとして委託研究契約書の他に実施規約があります。

「委託研究契約」は、研究開発機関等が JST を相手に1対1で締結する契約であり、委託研究契約書には、JST から研究開発を受託する上での権利義務が定められています。

一方、「実施規約」は、研究開発機関及び JST (PD・PO を含む) が領域内で誓約する規約です。

実施規約には、知的財産権の取扱いやデータマネジメント等、研究開発課題を効果的に推進するために各構成員が遵守すべき手順等が定められています。

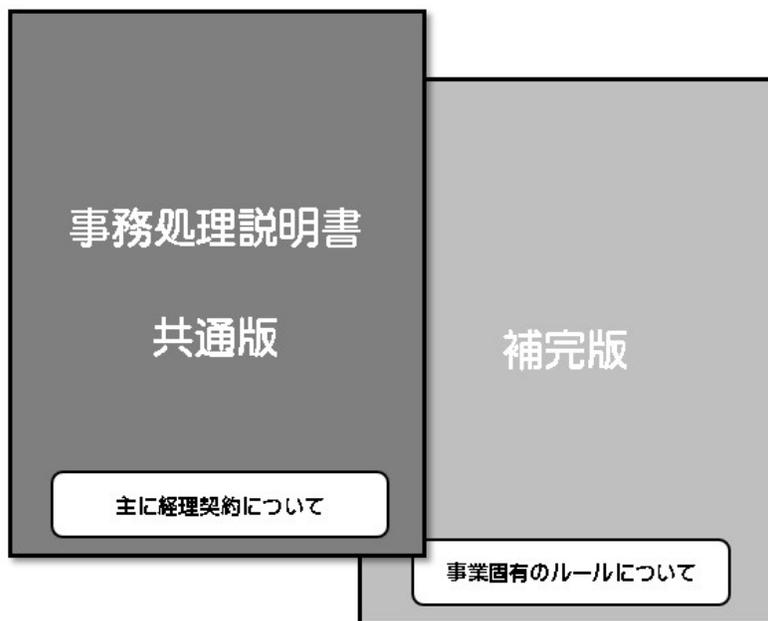
なお、実施規約を遵守することは、委託研究契約書の特別条項にも定められています。

事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

## 委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



## 直接経費の執行

### 委託研究の予算費目

共通版の記載内容	大学等： 22ページ	企業等： -
「5. 委託研究の予算費目」の表		

上記に制度固有の取扱いとして、以下を追加します。

本事業では、次の費用を直接経費に計上することができます。

#### ■特許関連経費

「大学等の国内出願及び外国出願」について、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費に対し、POが承認した場合に限り、直接経費からの費用計上を可能としています。

### 共通研究機器について

共通版の記載内容	大学等： 29ページ	企業等： 30ページ
II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (4) 物品の取扱いについて  ④ 研究設備・機器の共用使用について  a. 共用使用の要件（合算購入する研究設備・機器にも適用） ・本研究の実施に支障のない範囲内で研究機関が実施する他の研究等に使用すること ・他の研究等の使用予定者との間で破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関して、経費負担を明らかにしておくなど適切に対応すること（使用予定者に対して実費相当の経費負担を求めても差し支えありません。）		

上記に制度固有の取扱いとして、以下を追加します。

当事業では効率性や機器の操作に習熟した専任のオペレータ配置等の観点から、特に大型の研究機器等は集約して整備し、供用します。（これら集約して整備、供用する機器は、以下「共通研究機器」といいます。）

共通研究機器は、当事業において共通研究機器と認定されたものを示します。また、共通研究機器は、本事業で新規に導入した機器の他、既設の研究機器で本事業のために提供できるものがある場合は、これらの既設機器も含まれます。

共通研究機器は、各研究サイトにおいて分散して導入した設備を他サイトとの共同研究にも供するものは対象ではなく、主として大型の研究機器等を集約して整備し、管理責任者のもと一体的に維持・管理されるとともに、専任のオペレータによる試料作製や機器操作等を含む利便性を考慮して供用されるものが対象となります。このような観点から、共通研究機器整備では、以下の経費が支出対象となります。

- 共通研究機器にかかる設備費
- 共通研究機器の維持・管理費
- 共通研究機器の運用に必要な経費（専任オペレータの人件費、独立してメーターを設置したときの光熱水費、シーケンサー試薬など共通研究機器供用に必要な材料・消耗品費等）
- 共通研究機器の整備、供用のための施設賃借費（大学等において、他大学等に主たるサイトを有するチームに共通研究機器を供用するためのインキュベーション施設等の賃借費）

当事業において、共通研究機器の運用については「共通研究機器の運用指針」に定めていますので、「大学等」「企業等」とともに、こちらを遵守してください。

直接経費の費目間流用について

共通版の記載内容	大学等： 23ページ	企業等： 23ページ
II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行		

(2) 直接経費の費目間流用

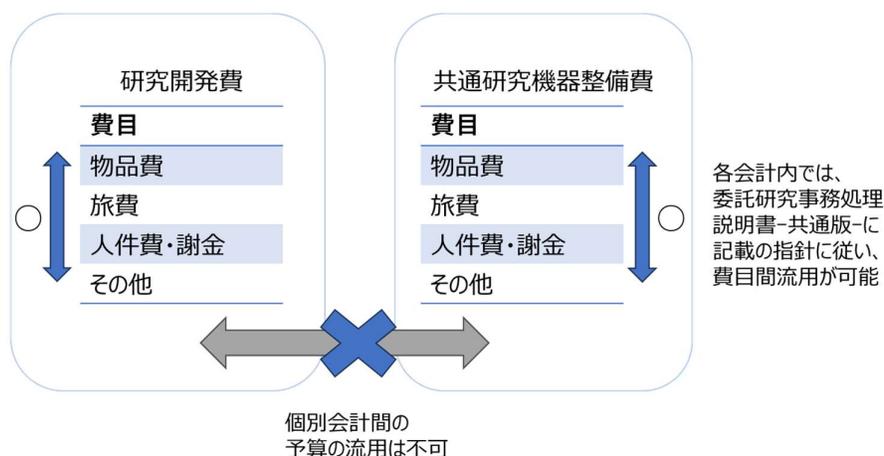
本研究の目的に合致することを前提に以下の条件・手続きのもと、直接経費の費目間流用が可能です。なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。

- ① JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合
- ② JSTが本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な場合

上記に制度固有の取扱いとして、以下を追加します。

■研究開発費と共通研究機器整備費の会計管理について

共通研究機器整備に係わる予算は、共通研究機器整備以外の目的のために支出することはできません。共通研究機器整備費は研究開発費とは異なる会計管理を実施する必要があり、各機関においては共通研究機器と個別研究機器の予算を切り分けて適切に管理することが求められます。共通研究機器整備の会計管理内では、委託研究事務処理説明書



-共通版-の記載に従い、費目間流用が可能です。

研究担当者は、委託研究費のうち、共通研究機器整備に係わる予算の実績報告について、以下の様式を用いて未来創造研究開発推進部 GteX 推進グループに直接ご提出ください。

様式	報告書等の名称	提出期限等
共通研究機器に係わる経理様式	共通研究機器整備に係わる委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）	毎事業年度終了後、翌事業年度の5月31日までに未来創造研究開発推進部 GteX 推進グループの課題担当者に提出。ただし、最終事業年度について契約期間終了日が当事業年度の3月末日以外の場合は、契約期間終了後61日以内で機構が指定する日まで（委託研究中止申請書による契約解約の場合は30日以内）

## 間接経費について

### 特許関連経費の取り扱い

共通版の記載内容	大学等：	53ページ	企業等：	-
<p><b>（大学等、企業等共通）</b></p> <p>Ⅱ. 経理・契約事務について</p> <p>9. 間接経費の執行</p> <p>（2） 間接経費の主な使途</p> <p>注）特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。</p>				

上記について、以下のような制度固有の取扱いがあります。

本事業では、「大学等の国内出願及び外国出願」について、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費について、PO が承認した場合に限り、直接経費からの費用計上を可能としています。

## 知的財産権について

### （1） 知的財産権の取扱いについて

共通版の記載内容	大学等：	63ページ	企業等：	57ページ

**(大学等、企業等共通)**

Ⅲ. 知的財産権の管理について

1. 研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方

上記に制度固有の取扱いとして、以下を追加します。

本事業では、知的財産権の取扱いを、各領域の「実施規約」に定めていますので、「大学等」「企業等」ともに、こちらも遵守してください。